

Ⅶ 広報・通信

資料 27 流山市防災行政無線固定系親局・固定系子局の設置場所一覧

無線系の種別	呼出名称	設置場所
固定系親局	ぼうさいながれやま	流山市役所内 流山市消防本部内

無線系の種別	番号	局 名	備 考
固定系子局	1	平方 1 号公園	
	2	駒形神社	
	3	東深井 5 号公園	
	4	江戸川台 7 号公園	
	5	江戸川台 12 号公園	
	6	北 3 号公園	
	7	江戸川台 16 号公園	
	8	若葉台 1 号公園	
	9	青田 2 号公園	
	10	美田 2 号公園	
	11	十太夫 1 号公園	
	12	野々下 1 号公園	
	13	松ヶ丘公園	
	14	東部中学校	屋上
	15	不二公園	
	16	向小金 3 号公園	
	17	八木中学校	屋上
	18	美和 2 号公園	
	19	赤城山公園	
	20	南流山 6 号公園	
	21	南流山中央公園	
	22	宮園 1 号公園	
	23	鱒ヶ崎 1 号公園	
	24	流山市役所	屋上
	25	東深井 11 号公園	
	26	東深井福祉会館	
	27	東深井小学校	屋上

無線系の種別	番号	局名	備考
固定系子局	28	名都借2号公園	
	29	江戸川台1号公園	
	30	平方3号公園	
	31	平方村新田自治会館	
	32	常盤松中学校	屋上
	33	初石6号公園	
	34	駒木3号公園	
	35	野々下6号公園	
	36	松ヶ丘2号公園	
	37	向小金4号公園	
	38	向小金福祉会館	
	39	平和台4号公園	
	40	宮園2号公園	
	41	流山小学校	屋上
	42	旧流山幼稚園	
	43	南流山9号公園	
	44	南流山2号公園	
	45	西深井10分団	
	46	こうのす台3号公園	
	47	江戸川台9号公園	
	48	北部公民館	屋上
	49	江戸川台7号緑地	
	50	駒木台福祉会館	
	51	初石1号公園	
	52	初石10号公園	
	53	南福祉会館	
	54	駒木4号公園	
	55	西初石5丁目	
	56	旧長崎保育所	
	57	東小学校	屋上
	58	総合運動公園	
	59	中自治会館	
	60	南部中学校	屋上
	61	中央公民館	屋上
	62	平和台6号公園	

無線系の種別	番号	局名	備考
固定系子局	63	観音寺	
	64	流山北小学校	
	65	東深井本宿緑地	
	66	上貝塚	
	67	小山小学校	
	68	流山おおたかの森駅南口公園	
	69	水道局	
	70	茂侶神社	
	71	西平井調整池	
	72	南流山中学校	
	73	木地区調整池	
	74	生涯学習センター	
	75	八木南小学校	屋上
	76	西平井浄水場	
	77	流山おおたかの森駅東口 都市広場	
	78	おおたかの森9号緑地	
79	おおたかの森小・中学校		

注

- 1) 固定系子局は、すべて同報系子局用固定局である。
- 2) 備考欄の「屋上」とは、設置場所が建物の屋上にあるものをいう。

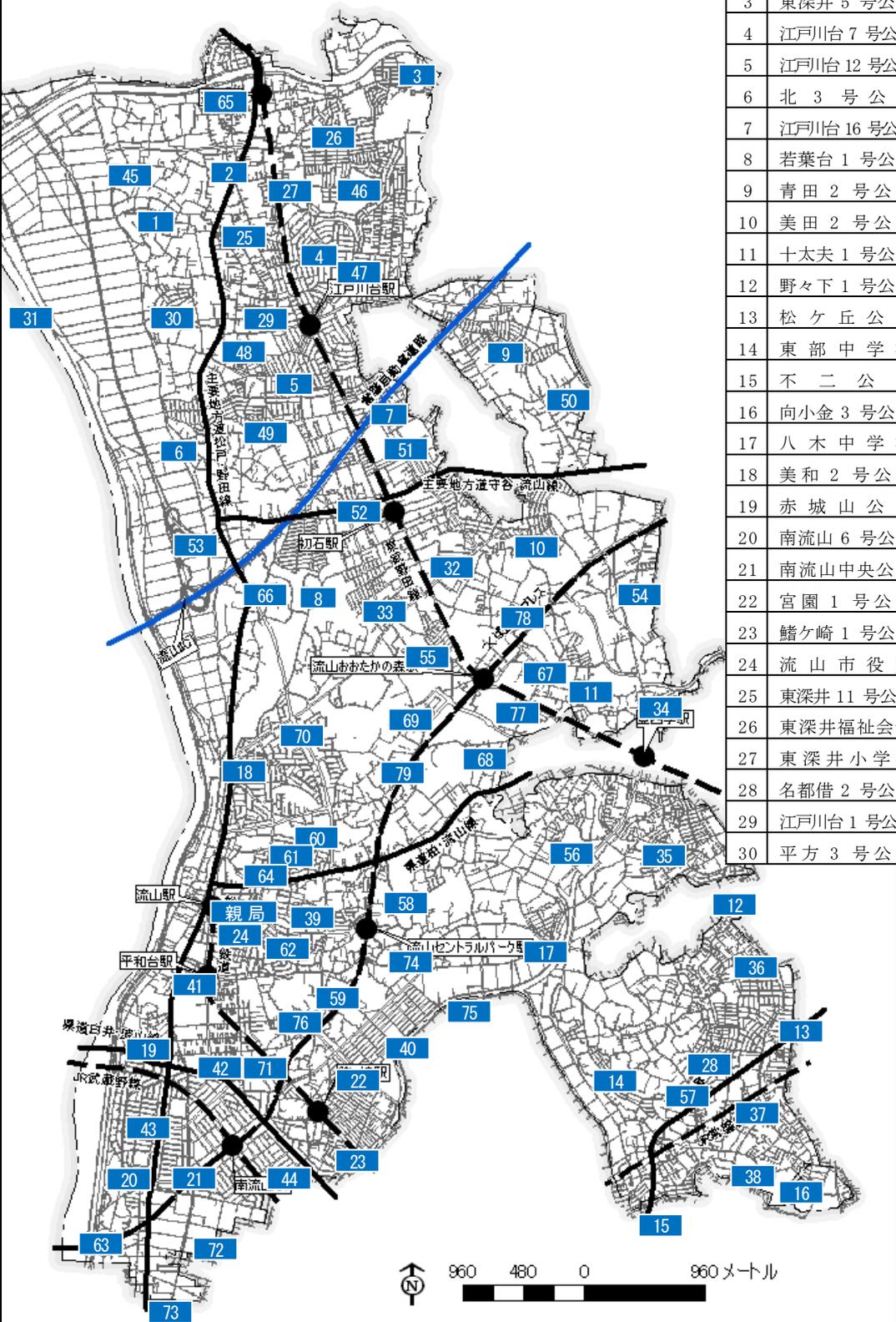
出典：防災行政無線固定系施設の配置図

資料 28 防災行政無線固定系施設の配置図

平成 28 年 12 月現在

31	平方村新田自治会館
32	常盤松中学校
33	初石 6 号公園
34	駒木 3 号公園
35	野々下 6 号公園
36	松ヶ丘 2 号公園
37	向小金 4 号公園
38	向小金福祉会館
39	平和台 4 号公園
40	宮園 2 号公園
41	流山小学校
42	流山幼稚園
43	南流山 9 号公園
44	南流山 2 号公園
45	西深井 10 分団
46	こうのす台 3 号公園
47	江戸川台 9 号公園
48	北部公民館
49	江戸川台 7 号緑地
50	駒木台福祉会館
51	初石 1 号公園
52	初石 10 号公園
53	南福祉会館
54	駒木 4 号公園
55	西初石 5 丁目
56	長崎保育所
57	東小学校
58	総合運動公園
59	中自治会館
60	南部中学校
61	中央公民館
62	平和台 6 号公園
63	観音寺
64	流山北小学校
65	東深井本宿緑地
66	上貝塚
67	小山小学校
68	おおたかの森南口公園
69	水道局
70	茂侶神社
71	西平井調整池
72	南流山中学校
73	木地区調整池
74	生涯学習センター
75	八木南小学校
76	西平井浄水場
77	流山おおたかの森駅
78	おおたかの森 9 号緑地
79	おおたかの森小・中学校

No.	局名
1	平方 1 号公園
2	駒形神社
3	東深井 5 号公園
4	江戸川台 7 号公園
5	江戸川台 12 号公園
6	北 3 号公園
7	江戸川台 16 号公園
8	若葉台 1 号公園
9	青田 2 号公園
10	美田 2 号公園
11	十太夫 1 号公園
12	野々下 1 号公園
13	松ヶ丘公園
14	東部中学校
15	不二公園
16	向小金 3 号公園
17	八木中学校
18	美和 2 号公園
19	赤城山公園
20	南流山 6 号公園
21	南流山中央公園
22	宮園 1 号公園
23	鱈ヶ崎 1 号公園
24	流山市役所
25	東深井 11 号公園
26	東深井福祉会館
27	東深井小学校
28	名都借 2 号公園
29	江戸川台 1 号公園
30	平方 3 号公園



資料 29 流山市防災行政無線基地局・陸上移動局の設置場所一覧

無線系の種別		呼出名称		設置場所
基地局		ぼうさいながれやま		防災行政無線室
陸 上 移 動 局	車載型	ぼうさいながれやま	1	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	2	河川課
		ぼうさいながれやま	3	財産活用課
		ぼうさいながれやま	4	道路管理課
		ぼうさいながれやま	5	財産活用課
		ぼうさいながれやま	6	道路管理課
		ぼうさいながれやま	8	財産活用課
		ぼうさいながれやま	9	道路管理課
		ぼうさいながれやま	11	道路管理課
	携帯型	ぼうさいながれやま	101	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	102	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	103	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	104	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	105	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	106	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	107	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	108	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	109	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	110	防災危機管理課
		ぼうさいながれやま	111	防災危機管理課
ぼうさいながれやま		112	防災危機管理課	
ぼうさいながれやま		113	防災危機管理課	
ぼうさいながれやま		114	防災危機管理課	
ぼうさいながれやま		115	防災危機管理課	
	ぼうさいながれやま	201	防災危機管理課	
	ぼうさいながれやま	202	防災危機管理課	
	ぼうさいながれやま	203	防災危機管理課	

資料 30 流山市防災行政無線系管理運用規程

昭和 6 1 年 4 月 1 日
訓令第 6 号

改正 昭和 6 1 年 1 2 月 1 2 日訓令第 9 号	昭和 6 3 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成元年 4 月 1 日訓令第 3 号	平成 2 年 3 月 3 0 日訓令第 3 号
平成 3 年 1 月 2 3 日訓令第 1 号	平成 4 年 4 月 1 日訓令第 2 号
平成 5 年 4 月 1 日訓令第 1 号	平成 9 年 4 月 1 日訓令第 4 号
平成 1 2 年 3 月 3 1 日訓令第 1 号	平成 1 9 年 3 月 3 0 日訓令第 9 号
平成 2 4 年 3 月 3 0 日訓令第 2 号	平成 2 9 年 1 月 6 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、流山市防災行政無線系の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を利用して、音声を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため、市の施設内に設置する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (5) 固定系親局 特定の 2 以上の固定系子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (6) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる同報系子局用固定局及び受信設備をいう。
- (7) 無線系 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の総称をいう。
- (8) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、郵政大臣の免許を受けた者をいう。

(無線系の設置場所等)

第 3 条 無線系の設置場所等は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(職員の配置)

第 4 条 無線系に総括管理者及び管理責任者を置く。

- 2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局に通信責任者及び通信担当者を置く。

(総括管理者)

第 5 条 総括管理者は、無線系の管理及び業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

- 2 総括管理者は、防災主管部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 6 条 管理責任者は、無線系の管理及び業務を行うとともに、通信責任者を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故あるとき、又は総括管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

3 管理責任者は、防災主管課長の職にある者をもって充てる。

(通信責任者)

第7条 通信責任者は、管理責任者の命を受け、通信担当者を指揮監督し、それぞれが維持管理する基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局の管理及び業務を円滑に遂行しなければならない。

2 通信責任者は、総括管理者が指名した者とする。

(通信担当者)

第8条 通信担当者は、通信責任者の命を受け、法令に従い、通信操作、技術操作その他必要な維持管理を適切に行わなければならない。

2 通信担当者は、無線従事者をもって充てる。ただし、充てるべき無線従事者がいないときは、総括管理者が指名した者をもって充てることができる。

(通信の確保)

第9条 総括管理者は、災害その他の緊急の事態が発生し、又は発生するおそれのあるときは、直ちに通信を確保するため、通信の統制その他の必要な措置を講じなければならない。

(無線設備の借受)

第10条 陸上移動局の無線設備を借り受けようとする者は、防災行政無線貸出簿（別記第1号様式）に課名、使用者その他の必要な事項を記入の上、当該無線設備を管理している通信責任者の承認を受けなければならない。

(通信担当者の特例)

第11条 前条の規定による承認を受けた無線設備の使用者が、第8条第2項に規定する通信担当者でないときは、この者を通信担当者とみなす。

(無線設備の保守点検)

第12条 管理責任者及び通信責任者は、それぞれが管理する無線設備の正常な機能を維持するため、無線設備保守点検基準（別表第2）に定めるところにより、無線設備の保守点検を行わなければならない。

(無線設備の点検報告等)

第13条 通信責任者は、通信担当者に無線設備を毎日点検させ、無線設備点検記録簿（別記第2号様式）に必要な事項を記入させなければならない。

2 通信責任者は、毎月5日までに前月の無線設備の点検の状況を前項の無線設備点検記録簿により、管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、通信責任者は、無線設備の異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

4 管理責任者は、毎年1月末日までに前年の無線設備の点検記録の状況を取りまとめ、かつ、無線設備点検記録年間状況報告書（別記第3号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

(基地局及び固定系親局の運用状況の報告等)

第14条 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、通信担当者に毎日の基地局及び固定系親局の運用状況を無線業務日誌（別記第4号様式）に記入させなければならない。

2 基地局及び固定系親局を管理する通信責任者は、毎月5日までに前月の基地局及び固定系親局の運用状況を前項の無線業務日誌により、管理責任者に報告しなければならない。

3 管理責任者は、毎年1月末日までに前年の基地局及び固定系親局の運用状況を取りまとめ、かつ、基地局及び固定系親局運用状況報告書（別記第5号様式）により、総括管理者に報告しなければならない。

（通信訓練）

第15条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能を確認し、及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

（1）総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

（2）定期通信訓練 毎年4半期ごと

（無線従事者の養成）

第16条 総括管理者は、無線系の運用体制に支障を来たさないよう常に無線従事者の養成に努めるものとする。

（研修）

第17条 総括管理者は、毎年1回以上、通信担当者に対して電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法令等について研修を行うものとする。

（書類等の備付け）

第18条 基地局及び固定系親局には、正確な時計を見やすい場所に備え付けておかなければならない。

2 基地局、陸上移動局、固定系親局及び固定系子局には、別表第3左欄の区分に従い、同表中欄に掲げる業務書類を備え付けておかなければならない。

3 前項の業務書類の処理方法は、別表第3右欄のとおりとする。

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、無線系の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和61年12月12日訓令第9号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日訓令第3号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成2年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年1月23日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日訓令第2号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成5年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第2号抄)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月6日訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第1 (第3条)

(その1) 資料29に示す。

(その2) 資料27、資料28に示す。

別表第2 (第12条)

(その1)

無線設備保守点検基準 (基地局・陸上移動局)

実施者	無線局の種別 点検項目	基地局	陸上移動局	
			車載型	携帯型
管理 責任者	送信出力	○	○	○
	周波数偏差	○	○	○
	最大周波数偏移	○	○	○
	VSWR	○	○	○
	スプリアス輻射	○	○	○
	20dBBS感度	○	○	○
	スケルチ感度及び動作	○	○	○
	各機能動作試験	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	電源装置	○	○	○
通話試験	○	○	○	
通信 責任者	各機能動作試験	○	○	○
	送受信動作の確認	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	無線設備本体の状況の確認	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	バッテリーの充電状態			○

備考 ○印の項目について点検すること。

(その2)

無線設備保守点検基準（固定系親局・固定系子局）

実施者	無線局の種別 点検項目	固定系親局	固定系子局	
			同報系子局用固定局	受信設備
管理 責任者	送信出力	○	○	
	周波数偏差	○	○	
	最大周波数偏移	○	○	
	受信入力		○	○
	VSWR	○		
	スプリアス輻射	○	○	
	20dBQS感度	○	○	○
	スケルチ感度及び動作	○	○	○
	電源電圧		○	○
	各機能動作試験	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	スピーカ取付状況	○	○	○
	遠隔制御装置の動作	○		
	信号対雑音比	○		
通信 責任者	各機能動作確認	○	○	○
	空中線取付状況	○	○	○
	スピーカ取付状況	○	○	○
	機器清掃	○	○	○
	地図表示盤の確認	○		
	タイマー時計の確認	○		

備考 ○印の項目について点検すること。

別表第3（第18条第3項）

区分	業務書類	処理方法	
基地局及び固定系親局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする。	
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線業務日誌	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも (4) 管理責任者は、2年間保存するものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも のとする。	
	無線局の免許の申請書の交付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	防災行政無線緊急放送書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)	
防災行政無線放送依頼書	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(固定系親局に限る。)		
陸上移動局	無線局免許状	車載型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
		携帯型	防災主管課の事務室で見やすい場所に備え付けるものとする。
	無線局免許証票	車載型	自動車の運転者席の斜め前方のダッシュボード上であって、運転の支障とならず、かつ、自動車の外部から見やすい箇所に掲示するものとする。ただし、当該箇所に掲示することが困難である場合は、これに準ずる箇所に掲示することができる。
			携帯型
		電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも のとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
防災行政無線貸出簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。		
固定系子局	無線局免許状	防災主管課の事務室で見やすい場所に掲げておくものとする(同報系子局用固定局に限る。)	
	電波法及びこれに基づく命令の集録	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	流山市防災行政無線系管理運用規程	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線設備点検記録簿	(1) 無線設備に備え付けるものとする。 (2) 1年(1月から12月まで)の簿冊として整理するものとする。 (3) 通信担当者は、毎年1月に前年分を管理責任者に引き継ぐも のとする。	
	無線局の免許の申請書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)	
	無線検査簿	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする。	
	無線局の変更の申請書の添付書類及び届出の添付書類の写し	通信責任者の所属する課の事務室に備え付けるものとする(同報系子局用固定局に限る。)	

《様式 26 防災行政無線貸出簿》

《様式 27 無線設備点検記録簿》

《様式 28 無線設備点検記録年間状況報告書》

《様式 29 無線業務日誌》

《様式 30 基地局及び固定系親局運用状況報告書》

資料 31 基地局及び陸上移動局の運用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和 61 年訓令第 6 号。以下「訓令」という。)第 19 条の規定により、基地局及び陸上移動局の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(通信の種類)

第 2 条 通信の種類は、非常通信及び普通通信とする。

- (1) 非常通信 災害発生時等に対処するための緊急通信
- (2) 普通通信 非常通信以外の通信

(通信事項)

第 3 条 通信事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関するもの
- (2) その他市政の運用に関するもの

(通信の原則)

第 4 条 通信を行うときは、次のことを守らなければならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せずできる限り簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知った時は、直ちに訂正しなければならない。
- (5) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめた上で送信するものとする。

(通信時間)

第 5 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 6 条 管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 7 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信等の防止)

第 8 条 無線局は、他の無線局にその運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信方法)

第 9 条 通信の方法は、次のとおり行う。

- (1) 呼出し 自局より相手局を呼出す場合には音声による相手局の呼出名称による。
(呼出事項)
- ① 相手局の呼出名称 3 回以内
 - ② こちらは
 - ③ 自局の呼出名称 1 回
- (2) 応答 自局に対する呼出しを受信した局は、直ちに音声による応答をしなければならない。
(応答事項)
- ① 相手局の呼出名称 3 回以内
 - ② こちらは
 - ③ 自局の呼出名称 1 回

(定期試験通信方法)

第 10 条 定期試験通信方法は、次のとおり行う。

- (1) ただいま試験中 (3 回)
- (2) こちらは (1 回)
- (3) 自局の呼出名称 (3 回)
- (4) 1 分間聴守を行い、他の無線局から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。
- (5) 「本日は晴天なり」 (連続)
- (6) 自局の呼出名称 (1 回)

(統制時の通話)

第 11 条 使用方法は、平常時と同様であるが、本部統制卓において、すべての通話モニター及び必要に応じて、通話中の通信の切断、割り込み、通信の取扱いの順序の指定などを行う。

附 則

この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

資料 32 固定系親局及び固定系子局の運用要領

(目的)

第1条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程(昭和61年4月訓令第6号。以下「訓令」という。)第19条の規定により、固定系親局及び固定系子局の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の範囲)

第2条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害及び大規模停電情報であつて緊急を要するもの
- (2) 光化学スモッグ等の大気汚染に関すること
- (3) 熱中症に関する情報
- (4) 市行政の周知連絡に関すること
- (5) 時報
- (6) 電波法(昭和25年法律第131号)に定める範囲内において、市長が特に必要と認めた事項

(放送の種類)

第3条 放送の種類及び放送事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送 前条第1号、第2号、第3号及び第6号に掲げる放送事項
- (2) 一般放送 前条第4号に掲げる放送事項
- (3) チャイム放送 前条第5号に掲げる放送事項

(緊急放送)

第4条 緊急放送は、次の場合に総括管理者の指示を受けて無線従事者が行うものとする。

- (1) 災害が発生したとき、又は災害の発生が予測されるとき。
- (2) 光化学スモッグ注意報又は光化学スモッグ警報が発令及び解除されたとき。

2 緊急放送は、極力上司の指示を受け流山市地域防災計画(資料編)に定める例文に基づき、市民生活部防災危機管理課又は消防本部消防防災課において行う。

3 緊急放送を行ったときは、速やかに防災行政無線緊急放送書(別記第1号様式)により総括管理者に報告するものとする。

(一般放送)

第5条 一般放送は、必要に応じ原則として午前10時に行う。

2 一般放送は、次の場合には行わない。ただし、総括管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日

3 各課長等は、所掌の事務により市民に周知する必要があるときは、原則として放送希望日の5日前までに防災行政無線放送依頼書(別記第2号様式)により、総括管理者へ依頼しなければならない。

4 総括管理者は、前項の依頼を受けたときは、その内容を検討し放送の可否について決定するものとする。この場合において、放送しないことに決定したときは、その旨を依頼課長等に通知するものとする。

5 一般放送は、市民生活部防災危機管理課において行い、その放送内容を管理責任者に報告するものとする。

6 一般放送は、3分以内で行うよう努めなければならない。

(放送の方法)

第6条 緊急放送(遠隔操作による放送を含む。)及び一般放送は、必要に応じて次に掲げる方法により行う。

- (1) 一斉放送
- (2) グループ放送
- (3) 個別放送
- (4) 緊急一斉放送

(チャイム放送)

第 条 チャイム放送は、次に掲げる時間により行う。

- (1) 午後4時 1月、10月、11月、12月
- (2) 午後5時 2月、3月、4月、9月
- (3) 午後6時 5月、6月、7月、8月

(遠隔操作)

第8条 遠隔操作の運用時間は、原則として正規の勤務時間以外とする。

2 遠隔操作による放送は、緊急放送に関するもののみとする。

(遠隔操作の特例)

第9条 遠隔操作の運用においては、消防長が総括管理者の業務を代行するものとする。

附 則 この要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年6月1日から施行する。

《様式 31 防災行政無線緊急放送書》

《様式 32 防災行政無線放送依頼書》

資料 33 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、流山市防災行政無線系管理運用規程（昭和61年流山市訓令第6号）第19条の規定に基づき、防災及び災害に関する情報を伝達するための手段の一助としての防災行政無線局（固定系）戸別受信機（以下「戸別受信機」という）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の範囲)

第2条 戸別受信機は次に掲げる施設に設置する。

- (1) 市の公共施設
- (2) 自治会が指定した建築物
- (3) 避難所、病院、福祉施設等災害時の拠点となる施設
- (4) その他市長が必要と認める場所

(設置の承諾)

第3条 市施設以外に戸別受信機を設置又は移設する場合、設置を承諾した者（以下「承諾者」という。）は防災行政無線（固定系）戸別受信機設置承諾書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 次に掲げる費用は市が負担するものとする。

- (1) 戸別受信機の初期設置に係る費用
- (2) 戸別受信機の保守点検に係る費用
- (3) 善良な管理下において生じた故障及び破損の修理に係る費用

(承諾者の責務)

第5条 承諾者は、戸別受信機を適正に管理するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常時電源を入れておき、音量等を最良の状態に調整しておくこと
- (2) 戸別受信機に内蔵された非常用電源（乾電池）の点検及び交換をすること
- (3) 戸別受信機の異常を発見したときは、市長にその旨を報告すること
- (4) 戸別受信機は、電池の交換以外、絶対に内部の機器に手を触れないこと

(譲渡等の禁止)

第6条 承諾者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(解除及び撤収)

第7条 市長は、承諾者が次の各号に該当すると認めたときは、戸別受信機の貸与を解除し、当該戸別受信機を撤収することができる。

- (1) 承諾者がこの要領に違反したとき
- (2) 防災行政無線局の管理運用上、特に支障があると認めるとき
- (3) 承諾者から戸別受信機を必要としない旨の申し出があったとき

(4) 承諾者が、第2条に規定する要件を欠くに至ったとき

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、戸別受信機の管理及び取扱に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

《様式 33 流山市防災行政無線局(固定系)戸別受信機設置承諾書》

資料 34 MCA無線設置場所

(令和4年3月現在)

区分	配置場所	無線番号	住所	電話番号	機器	
市役所	防災行政無線室	100	平和台1-1-1 第1庁舎3階	7150-6312	指令局	
	防災危機管理課	101	平和台1-1-1 第2庁舎2階	7150-6310	携帯型	
	秘書広報課	102	平和台1-1-1 第1庁舎3階	7150-6063	携帯型	
	学校教育課	103	平和台1-1-1 第1庁舎2階	7150-6104	携帯型	
	社会福祉課	104	平和台1-1-1 第2庁舎1階	7150-6079	携帯型	
避難所等	公共施設	キッコーマンアリーナ(市民総合体育館)	201	野々下1-40-1	7159-1212	携帯型
		保健センター	202	西初石4-1433-1	7154-0331	携帯型
		上下水道局	203	おおたかの森西1-19	7159-5315	携帯型
		南流山福祉会館	204	南流山3-3-1	7150-4320	携帯型
		十太夫福祉会館	205	おおたかの森東2-5-3	7154-5254	携帯型
		駒木台福祉会館	206	駒木台221-3	7154-4821	携帯型
		江戸川台福祉会館	207	江戸川台東1-251	7154-3026	携帯型
		思井福祉会館	208	思井79-2	7159-5666	携帯型
		向小金福祉会館	209	向小金2-192-2	7173-9320	携帯型
		赤城福祉会館	210	流山8-1071	7158-4545	携帯型
		コミュニティプラザ(旧勤労者総合福祉センター)	211	大畔25-17	7155-5701	携帯型
		高齢者福祉センター森の倶楽部	212	東深井986-1	7152-2373	携帯型
		生涯学習センター	213	中110	7150-7474	携帯型
		東部公民館	214	名都借756-4	7144-2988	携帯型
		初石公民館	215	西初石4-381-2	7154-9101	携帯型
		北部公民館	216	美原1-158-2	7153-0567	携帯型
		南流山センター	217	南流山3-3-1	7159-4511	携帯型
		江戸川台駅前出張所	218	江戸川台東1-4	7152-3132	携帯型
		スターツおおたかの森ホール	219	おおたかの森北1-2-1	7186-7638	携帯型
		東部出張所	220	名都借313-1	7144-2175	携帯型
		博物館	221	加1-1225-6	7159-3434	携帯型
		文化会館	222	加1-16-2	7158-3462	携帯型
		流山福祉会館	223	流山2-102	7159-1520	携帯型
		西深井福祉会館	224	西深井313	7154-3120	携帯型
		東深井福祉会館	225	東深井498-30	7155-3638	携帯型
		南福祉会館	226	南102-2	7155-3160	携帯型
		名都借福祉会館	227	名都借274	7144-5510	携帯型
		野々下福祉会館	228	野々下2-709-3	7145-9500	携帯型
平和台福祉会館	229	平和台5-45-3	7158-4264	携帯型		
下花輪福祉会館	230	下花輪227	7150-4126	携帯型		
中野久木保育所	231	中野久木373	7152-0921	携帯型		

区分	配置場所	無線番号	住所	電話番号	機器	
	平和台保育所	232	平和台2-6-3	7158-1424	携帯型	
	江戸川台保育所	233	江戸川台東3-5	7152-0611	携帯型	
	向小金保育所	234	向小金3-102-1	7174-5217	携帯型	
	東深井保育所	235	東深井177-2	7154-6025	携帯型	
福祉避難所	社会福祉協議会（地域福祉センター内）	236	平和台2-1-2	7159-4735	携帯型	
避難所等	市民活動推進センター（生涯学習センター内）	237	中110	7150-4355	携帯型	
	おおたかの森児童センター	238	おおたかの森西2-7-1	7150-7331	携帯型	
消防本部	消防防災課	251	三輪野山1-994	7158-0151	携帯型	
消防署	中央消防署	252	三輪野山1-994	7158-0119	携帯型	
	東消防署	253	前ヶ崎449-1	7146-0119	携帯型	
	南消防署	254	南流山3-6-7	7159-0119	携帯型	
	北消防署	255	美原2-139-1	7152-0119	携帯型	
避難所	小中学校	流山小学校	301	流山4-359	7158-1043	携帯型
		八木南小学校	302	芝崎92	7158-1142	携帯型
		八木北小学校	303	美田208	7152-4604	携帯型
		新川小学校	304	中野久木339	7152-3004	携帯型
		東小学校	305	名都借856	7145-3369	携帯型
		江戸川台小学校	306	江戸川台東3-11	7152-0103	携帯型
		東深井小学校	307	東深井879-2	7153-3430	携帯型
		鱈ヶ崎小学校	308	鱈ヶ崎7-1	7158-5911	携帯型
		向小金小学校	309	向小金3-149-1	7174-1320	携帯型
		西初石小学校	310	西初石4-347	7154-5863	携帯型
		小山小学校	311	おおたかの森東2-5-3	7154-6937	携帯型
		長崎小学校	312	野々下2-10-1	7145-2111	携帯型
		流山北小学校	313	加1-795-1	7159-5674	携帯型
		西深井小学校	314	西深井67-1	7154-8655	携帯型
		南流山小学校	315	木487	7159-2521	携帯型
		南部中学校	316	加3-600-1	7158-0137	携帯型
		常盤松中学校	317	東初石3-134	7152-0842	携帯型
		北部中学校	318	中野久木577	7152-0036	携帯型
		東部中学校	319	名都借865	7144-3514	携帯型
		東深井中学校	320	東深井47	7154-5864	携帯型
		八木中学校	321	古間木210-2	7159-7461	携帯型
		南流山中学校	322	流山2539-1	7159-2551	携帯型
		西初石中学校	323	西初石4-455-1	7154-3091	携帯型
		おおたかの森小・中学校	324	おおたかの森西2-13-1	7159-7001	携帯型
		おおぐろの森小学校	325	大畔316-1	7159-1900	携帯型
		おおぐろの森中学校	326	大畔581	7178-6370	携帯型

区分	配置場所	無線番号	住所	電話番号	機器	
高等学校	流山高等学校	351	東初石2-98	7153-3161	携帯型	
	流山おおたかの森高等学校	352	大畔275-5	7154-3551	携帯型	
	特別支援学校流山高等学園	353	野々下2-496-1	7148-0200	携帯型	
	特別支援学校流山高等学園 第2キャンパス	354	名都借140	7141-9900	携帯型	
	流山南高等学校	355	流山9-800-1	7159-1231	携帯型	
	流山北高等学校	356	中野久木7-1	7154-2100	携帯型	
	大学	江戸川大学	358	駒木474	7152-0661	携帯型
		東京理科大学	359	野田市山崎2641	7124-1501	携帯型
		麗澤大学	360	柏市光ヶ丘2-1-1	7173-3601	携帯型
福祉避難所 老人福祉施設	ケアハウス春の苑	401	東深井520-1	7178-3377	携帯型	
	特別養護老人ホーム あざみ苑	402	野々下2-488-5	7141-2200	携帯型	
	特別養護老人ホーム リバーパレス流山	403	西深井142	7152-1211	携帯型	
	特別養護老人ホーム はまなす苑	404	こうのす台269-1	7155-2222	携帯型	
	特別養護老人ホーム 流山こまぎ安心館	405	駒木649-3	7178-5556	携帯型	
	介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山	406	前ヶ崎248-1	7145-0111	携帯型	
	介護老人保健施設 ハートケア流山	407	小屋146-1	7178-2200	携帯型	
	特別養護老人ホーム月の船	408	野々下1-292	7197-2122	携帯型	
	特別養護老人ホーム季の花	409	西初石5-69-1	7197-7758	携帯型	
	特別養護老人ホーム美晴らしの里	410	名都借1126	7141-8822	携帯型	
	特別養護老人ホーム花のいろ	411	中野久木421	7197-1237	携帯型	
指定避難所 ではないが、災害時に住民の避難先となりえる施設等	流山警察署	501	三輪野山744-4	7159-0110	携帯型	
	J R 武蔵野線南流山駅	502	南流山1-25	7158-7231	携帯型	
	東武野田線流山おおたかの森駅	503	おおたかの森東1-1-1	7153-2277	携帯型	
	つくばエクスプレス流山おおたかの森駅	504	おおたかの森西1-1-1	7156-1211	携帯型	
	流鉄流山線流山駅	505	流山1-264	7158-0117	携帯型	
	東武バスイースト西柏営業事務所	506	柏市高田1345	7146-8895	携帯型	
	京成バス松戸営業所	507	松戸市古ヶ崎101	047-362-1256	携帯型	
病院	流山中央病院	601	東初石2-132-2	7154-5741	携帯型	
	東葛病院	602	中102-1	7159-1011	携帯型	
	千葉愛友会記念病院	603	鱈ヶ崎1-1	7159-1611	携帯型	
	おおたかの森病院	605	柏市豊四季113	7141-1117	携帯型	
	江陽台病院	606	西深井393-1	7153-2555	携帯型	
	柏の葉北総病院	607	駒木台233-4	7155-5551	携帯型	